

令和6年度定期監査結果について（公表）

地方自治法第199条第4項及び肝付町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同法第199条第9項及び同条例第9条第1項の規定により、監査結果について次のとおり公表いたします。

令和7年2月21日

肝付町監査委員 久木田盛夫
同 恒吉智彦



第1．監査期日

令和7年1月27日～2月7日まで（9日間）

第2．監査対象部署

本庁・内之浦総合支所の各課（局）、岸良出張所、教育委員会管轄の各部署、選挙管理委員会、農業委員会、町立病院

第3．監査対象期間

令和6年4月1日～令和6年12月31日

第4．監査の着眼点

財政運営を中心に、事務及び事業の執行状況並びに会計経理が、適法適切かつ効率的に行われているかについて、特に次の事項を重点において実施した。

- (1) 事務事業が計画的に進められているか。
- (2) 事務を処理するにあたり、常に住民の福祉増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効率的かつ経済的に執行されているか。
- (3) 財産管理事務及び備品管理事務は適正に行われているか。
- (4) 契約事務及び検収事務は適正に行われているか。
- (5) 違法、不当な会計処理等がなされていないか。
- (6) 決算審査時に指摘した事項が改善されているか。

第5. 監査の結果及び意見

1. 一般会計

(1) 歳入

予算現額	12,076,264,000円	(内明許繰越分	193,369,000円)
調定額	8,193,581,335円	(内明許繰越分	127,850,093円)
収入済額	7,866,685,792円	(内明許繰越分	124,291,093円)

収入済額7,866,685,492円は、予算現額12,076,264,000円に対する執行率65.1%であり、調定額8,193,581,335円は、予算現額比67.8%である。

(ア) 税収(町税)について

① 普通税(県民税を除く)

現年度分は、調定額1,413,877,044円に対し、収入済額1,292,571,151円で、収納率91.4%、滞納繰越分は、調定額45,961,813円に対し、収入済額5,746,781円で、収納率12.5%である。

納税対策については、町税等収納対策会議を中心に全庁的に取り組みがなされ、12月末の町税総計の過去6年間(H30~R5)の徴収率の推移を見ると毎年上昇していたが昨年・今年と若干下降している。

自主財源の大宗を占める税収は、一般会計歳入予算総額に占める割合(11.8%)も大きく、収入未済額の増加は財政に支障を及ぼすものであり、年度末も控えていることから、収納対策を強化し、特に滞納繰越分については、不納欠損処分につながるよう未収金の解消に努められたい。

② 12月末における滞納処分実績(大口滞納者分・国保税含む)

○債権等差押えによる納付	29件	914,300円
(内訳)・給与	17件	510,300円
・預貯金	10件	404,000円
・破産交付要求	2件	0円

(イ) 税外収入について

① 住宅使用料

現年度分は、調定額54,389,200円に対し、収入済額39,008,800円で、収納率71.7%、滞納繰越分は、調定額566,600円に対し、収入済額84,700円で収納率14.9%である。

滞納者の内訳は、現年分53戸、92件で2,082,800円、滞納繰越分が2戸、31件で481,900円となっている。

徴収率について、現年分については昨年につき完納をめざして、滞納繰越分は今一度電話催促、催告書の送付等年度末に向けて収納率アップに努められたい。

② 住宅新築資金貸付金

未償還借受人が前年度12月末時点で残り2名・2件(新築資金1件、改修資金1件)債権総残高2,394,980円となっており引き続き徴収努力されたい。

③奨学費貸付金

償還状況について述べると、現年度分（11人）は、調定額900,000円に対し、収入済額566,000円（10人）で、収納率62.9%であり、滞納繰越分（8人）は、調定額1,903,600円に対し、収入済額765,000円（6人）で、収納率40.1%である。

収納率は対前年現年分が21.3%、過年度は28.8%と積極的な取り組みにより大きく上昇している。

未償還対策として、引き続き本人や連帯保証人に対する一体的指導を図り、収入確保に向けさらに滞納解消に努められたい。

尚対策として

（ア）極力現年分を残さないよう万全を期されたい。

（イ）30年を経過した2名については、引き続き弁護士の助言を得ながら対応されたい。

④保育所入所費負担金

現年度分は、調定額6,488,300円に対し収入済額は、5,245,130円で収納率は80.8%である。滞納繰越分は、調定額313,700円に対し収入済額109,750円で収納率は35.0%である。

滞納額は、戸別徴収の努力により減少の傾向にあるが、今後も引き続き滞納解消に努力されたい。

⑤優良牛保留資金貸付

定額運用基金の優良牛保留資金貸付事業はR6年12月末時点で未償還借受人が残り1名貸付頭数1頭429,000円となっており、引き続き償還に向けて努力されたい。

以上、歳入状況について、収入未済額を主に述べてきたが、自主財源確保のために更なる縮減対策を講じられたい。

(2) 歳 出

予算現額	12,076,264,000円	(内明許繰越分	193,369,000円)
支出済額	6,265,454,556円	(内明許繰越分	145,804,769円)
負担行為累計額	7,413,301,815円	(内明許繰越分	161,644,769円)

支出済額6,265,454,556円は、予算現額12,076,264,000円に対する執行率51.9%であり、負担行為累計額7,413,301,815円は、予算現額比61.4%である。

普通建設事業費は、順調な執行状況であるが、これから(1月以降)発注予定の工事もあるので、年度内に完成するよう配慮されたい。

今後の予算執行においては、経常的経費等で予算残額が生じているからといって、不要不急な物品等の購入は厳に慎み、経費節減に最大限努められたい。

2. 特別会計 国民健康保険事業費事業勘定

(1) 歳入

予算現額	2,148,965,000円
調定額	1,947,423,014円
収入済額	1,374,188,827円

収入済額1,374,188,827円は、予算現額2,148,965,000円に対する執行率63.9%であり、調定額1,947,423,014円は、予算現額比90.6%である。

国保税の予算額249,084,000円は、歳入予算総額に占める割合の11.6%である。

税込の現年度分は、現在7期納入の6期までであるが、調定額254,054,303円に対し、収入済額191,720,243円で、収納率75.5%である。また、滞納繰越分は、調定額37,438,627円に対し、収入済額6,424,700円で、収納率17.2%である。

収納率については、国保合計で対前年0.4%上昇している。

また、国保税は、介護納付金分及び後期高齢者支援金分も含めて徴収することになっており、これらの納付金は、徴収率に関係なくそれぞれの制度に定額を納付することになっている。このため、徴収率の低下は、医療費の支払いが困難となり、国保会計の運営に大きな支障を来すことになることから、更なる収納率向上を望むものである。

(2) 歳出

予算現額	2,148,965,000円
支出済額	1,339,306,028円
負担行為累計額	1,398,364,151円

支出済額1,339,306,028円は、予算現額2,148,965,000円に対する執行率62.3%であり、負担行為累計額1,398,364,151円は、予算現額比65.1%である。

また、医療費の動向を示す保険給付費は、予算執行率63.2%である。

監査資料を基に、令和6年度の一人当たりの費用見込額（医療費＋一部負担金）は、一般被保険者が506,381円となっている。

引続きレセプトの点検や健康診断・健康指導の実施等により、医療費の抑制に努められたい。

3. 特別会計 介護保険事業費保険事業勘定

(1) 歳入

予算現額	2,983,724,000円
調定額	2,280,038,036円
収入済額	1,780,233,972円

収入済額1,780,233,972円は、予算現額2,983,724,000円に対する執行率59.7%であり、調定額2,280,038,036円は、予算現額比76.4%である。

本会計の介護保険料は、第1号被保険者の保険料について徴収することになっており、特別徴収分については、100%の徴収が見込まれる。普通徴収分は、7期納入の6期までの納入で、現年分は、調定額35,912,360円に対し、収入済額28,201,370円、収納率78.5%となっている。また、滞納繰越分普通徴収は、調定額

5,782,340円に対し、収入済額1,325,420円、収納率22.9%である。

年度末に向け収納対策を強化され、特に滞納繰越分については不納欠損処分に繋がらないように努められたい。

その他の科目については、歳出の変動に伴い、歳入の国庫支出金及び県支出金等も変動するので注意を要する。

(2) 歳 出

予算現額	2,983,724,000円
支出済額	1,680,391,753円
負担行為累計額	1,692,064,681円

支出済額1,680,391,753円は、予算現額2,983,724,000円に対する、執行率56.3%であり、負担行為累計額1,692,064,681円は予算現額比56.7%である。

介護費用の動向を示す保険給付費は、負担行為額1,539,945,988円で、保険給付支払状況としては、居宅介護サービス給付費407,981,035円、地域介護サービス給付費381,256,108円、施設介護サービス給付費522,645,813円などである。

監査資料に基づく、第1号被保険者数は5,936人（65歳～75歳未満2,594人、75歳以上3,342人）である。また、12月までの申請者数は958人で、新規235人、更新622人、区分変更101人である。一方、認定者数は1,334人で、40歳～65歳未満15人、65歳～75歳未満117人、75歳以上1,217人である。

4. 特別会計 介護保険事業費介護サービス事業勘定

(1) 歳 入

予算現額	21,289,000円
調定額	18,594,318円
収入済額	18,594,318円

収入済額18,594,318円は、予算現額21,289,000円に対する執行率87.3%であり、調定額18,594,318円も、予算現額比87.3%である。

(2) 歳 出

予算現額	21,289,000円
支出済額	8,515,546円
負担行為累計額	9,942,426円

支出済額8,515,546円は、予算現額21,289,000円に対する執行率40.0%であり、負担行為累計額9,942,426円は、予算現額比46.7%である。

5. 特別会計 後期高齢者医療費事業勘定

(1) 歳入

予算現額	310,282,000円
調定額	132,083,991円
収入済額	132,968,999円

収入済額132,968,999円は、予算現額310,282,000円に対する執行率42.9%であり、調定額132,083,991円は、予算現額比42.6%である。

(2) 歳出

予算現額	310,282,000円
支出済額	125,523,396円
負担行為累計額	125,847,456円

支出済額125,523,396円は、予算現額310,282,000円に対する執行率40.5%であり、負担行為累計額125,847,456円は、予算現額比40.6%である。

6. 水道事業会計

給水状況は、給水戸数6,871戸、配水量1,303,686^m、有収水量1,026,486^m、有収率78.7%である。

上水道と簡易水道が統合し、8年目に入り、業務は統合に伴うトラブルもなく、順調に推移している。

料金については、人口減による使用水量の減、老朽化した施設の維持管理等のためと、将来に向けて安心して清浄な水を安定して供給するために今回料金改定された。

給水収益状況は、12月末現在の現年度分調定額224,038,586円に対し、収入済額213,703,847円で、収納率95.4%、滞納繰越分は、調定額6,943,621円に対し、収入済額3,998,490円で、収納率57.6%である。

徴収率は、対前年現年分で0.2%減少、滞納繰越分で0.6%上昇している。電話、訪問等の催促を強化され、引き続き未収金の解消に努められたい。

工事関係については、主な工事は配水管布設替工事を、町道横峯2号線外4地区、原水及び浄水費で待金水源地漏水外15件、配水及び給水費で後田中原集会所付近漏水外38件（うち漏水30件）の工事を実施している。

7. 町立病院事業会計

12月末までの延べ入院患者数は7,081人で、前年同期に比べると700人増加し、延べ外来患者数は11,071人で、前年同期に比べると312人減少している。

医療収益については、対前年29,556千円、率にして14.4%の増となっている。長年の懸案事項であった常勤医3人体制から4人体制となり院長以下職員一丸となつての町民への医療提供がなされたところです。肝付町、特に内之浦地区は高齢化率がますます進むという厳しい現実の中、地域密着型病院として持続可能な経営が出来ることを大いに期待し、又常勤医4人体制が続くことを願っております。

8. 契約事務について

本町の令和6年度の工事関係（需用費10万円以上・調査、設計を含む）契約方法と件数は、4月から12月までの実績に1月以降の計画で、制限付き一般競争入札1件指名競争入札が一般会計48件、水道会計5件、病院会計1件の計55件、随意契約（見積）が一般会計238件、水道会計55件、病院会計10件の計303件となっている。随意契約が全体の84.6%を占めている。

随意契約の事務処理について、

- (ア) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (イ) 随意契約による場合は、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

以上の点に留意し、運用を誤ることのないよう、厳正に対応されたい。

9. 財産について

(1) 公有財産

行政財産、普通財産とも町の大事な財産である。的確に把握しておくために、本年度の土地の購入及び売却等を再度確認し、財産台帳については、現況の確認を行いながら適正な整備を図られたい。また、建物についても同様に慎重を期されたい。

管理面についても、日常の巡回等を実施し、肝付町公有財産管理規則に則り万全の管理を望むところである。

(2) 物品（備品）

(ア) 備品監査については、主に内之浦総合支所管轄部署を対象に実施した結果、次のような問題点があった。

- 1 シールの貼ってない備品、取得価格の書いてない台帳等が散見された。早急に確認整備されたい。
- 2 合併や機構改革に伴い再利用している取得価格不明の備品には再利用と表示されたい。

(イ) 公用車の管理は令和5年9月よりシステム化され2年目に入っているが、入力漏れが散見されており漏れの無いようにそのつど管理されたい。また、運行前後の清掃管理にも努められたい。今まで以上に効率的・効果的な運用が図られることを期待します。

(3) 基金及び資金運用

地方自治法第241条に基づく基金数は21となっているが、その内訳は積立基金17、定額運用基金4となっている。

基金の運用については、今年度12月末現在の債券は対前年100千円減額の2,106,363千円と全体の約31.9%を占めている。今後もより一層の効率的な運用に努められ、さらに年度末に取り崩しや積み立てを行うことになると思われるが、地方自治法に基づいて最も確実かつ効率的な方法での運用を望むところである。

また、確実な方法として基金の長期運用を行うことも大切なことと考えるが、基金の目的、中長期的な町の現状等考慮し、計画を持って運用されたい。

10. 事務処理及び改善等について

(1) 一般会計等

1 電子決裁システム導入について

電子決裁システムは導入後5年目（R6.4.1~R6.12.31）に入り、大きなトラブルもなく順調に推移している。電子決裁はペーパーレス化による紙の使用量削減、庁外（出張先含む）の決裁が促進され空いた時間を有効活用出来る。決裁スピードが短縮され、事務の効率化が図られる等のメリットがあります。今後も情報通信機器の利活用により、人員不足を補う手段として行政事務の効率化と住民サービス、更には福祉サービスに繋がるよう幅広く活用されることを望むところです。

2 地域商社設立について

地域商社とは、町の特産品や観光資源を活用して開発した魅力ある商品やサービスを、町外へ販売、更に販路を拡大することで外貨（外部からの収益）を稼ぎ、稼いだ外貨を町へ再投資し、町の活性化を図ることを目的としている民間組織です。R5年度は6年度中に設立するための土台作りの年で、R6年度は年度内設立に向けての協議・調達が幾度となく重ねられており、3月末には地域商社が無事設立され、更には肝付町発展の起爆剤となることを大いに期待するところです。

3 収入・支出について

歳入事務で収入調定は地方自治法第231条及び地方自治法施行令第154条を遵守し、支出については、地方自治法232条、232条の3、232条の4等に留意し、年度末が近づくに連れ、請求書の件数も多くなってくるので、支払遅延防止法を遵守し、債務の確認を確実に行うよう徹底され、会計処理事務にあたられたい。

(2) 介護保険事業

保険料の未納額は令和3年度までは大きく減少していたが、令和4・5年度と微増している。金額もまだまだ多額である。時効完成に繋がらないよう徴収の強化に努められたい。また、時効が2年と短く、滞納者が常習化傾向にある。滞納者に対しての給付制限について指導を徹底されたい。

(3) 水道事業

- ① 上水道の徴収率については、現年分が対前年0.2%の減、過年度は0.6%上昇している。引き続き利用者に不公平感を与えることがないように未収金解消に努められたい。
- ② 有収率については78.7%と対前年0.8%上昇している。有収率を高くすることは経営の安定につながることから、今後も有収率の安定確保に努められたい。

ま と め

令和6年度定期監査（法第199条第4項の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理）を実施したところ、各事務事業は、予算に添って概ね計画的かつ効率的に執行されている。

町財政については、地方交付税の増額が厳しい状況であり、歳入面においては財源確保のため、町税、住宅使用料などの未収金の圧縮に努め、特に悪質滞納者については強い姿勢で臨まれない。

また、貴重な財源となっているふるさと納税は度重なる制度改正により、返礼品の取り扱いが厳しくなる中12月末現在17,500千円の増となっている。リピーターが目につきやすいように、単価を下げたり、寄付者との交流を深める等取り組んだ効果が現れている。

県内の令和5年度市町村税徴収率（速報値）を見ると、本町の場合、徴収率は97.0%と対前年0.2ポイント下降しており、県下43市町村中17位（県平均97.3%）に位置しており引き続き徴収率アップに努められたい。

また、財政力指数は、0.27で財政力が危惧されることから、管理職はもちろん職員も危機意識をもって事務処理に当たられたい。

歳出面については、物件費の減により経常収支比率が91.2%、対前年1.5ポイント改善しているが標準値には、まだまだ遠く、引き続き第4次行政改革大綱の基本方針1.「財政健全化の推進」を着実に実践して経常経費等の節減により一層の努力を重ね、健全財政を維持しつつ引き続き住民の福祉向上に最小の経費で最大の効果を上げられるよう、更なる努力を望むところです。